



農業者年金で未来の自分へ安心を積み立てませんか？ 少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型年金です。

- ① 年間60日以上農業従事
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 60歳未満

以上を満たせばどなたでも加入できます。農地権利等の条件はありません！

### 【農業者年金に加入しました】



八木 大輔さん(40歳)

ほ 場: 萩原町西上田  
経営形態: トマト  
加入年月: 平成31年3月

Q. 加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか

・保険料補助(政策支援加入)  
・全額社会保険料控除があるから



熊崎 茂さん(51歳)

ほ 場: 萩原町野上  
経営形態: トマト  
加入年月: 令和2年3月

Q. 加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか

・全額社会保険料控除です!!

農業者年金は、加入者数・受給者数に影響されにくい個人ごとの積立方式の公的年金です。収めた保険料が運用され、将来受け取る仕組みです。左イラストにある①③を満たせば誰でもご加入いただけます。貯蓄の感覚で加入し、税制上のメリット(保険料全額社会保険料控除)を受け、実質所得の向上を図りましょう。

### 農業者年金で明るい将来計画

### コンクリートなどで覆われた農業用施設用地の取り扱いについて ～農作物栽培高度化施設の届出制度～

農地に新しく農業用ハウスなどを設置するにあたり、その底面をコンクリートなどで覆う場合、農地法第43条の規定により、農業委員会に届出が必要となります。

要件を満たし届け出し、受理通知されると、転用手続きが不要になる、固定資産税も農地として課税されるなどのメリットがあります。

施設の基準や要件もあるため、検討している方は事前に農業委員会事務局までご相談ください。なお、未届けの場合や届出内容と利用実態が異なるなどの場合には違反転用となる恐れがありますので、ご注意ください。

農作物栽培高度化施設 検索

農地転用許可を受けて農地を農地以外の地目に転用されましたら、不動産登記法により、地目変更の登記を法務局へ申請しなければなりません。転用許可を受けても、地目変更をしないと、登記簿上の地目はいつまでたっても農地のままです。ので、転用完了後は速やかに地目変更の登記手続きをお願いします。手続きは、ご本人が直接法務局に申請されるか、表示登記の専門資格者である土地家屋調査士にご相談ください。



### 農地転用許可後には地目変更登記を

### 〈編集後記〉

いまだ終わりの見えない新型コロナウイルスの対策の中、7月の梅雨前線豪雨により多くの方が被災され、心よりお見舞い申し上げます。

わが町小坂においても、把握しきれないほどの災害が発生し、無残な爪痕が残っています。

国道の崩落により、以前はしきりなく聞こえた自動車の音が消え、川から石の転がるゴロゴロという音が寝耳に響き、その後は、昼夜を問わず懸命に作業に走るダンプの音。大動脈国道41号線の日も早い全面復旧が望まれます。

農地は、至る所で決壊箇所と土砂の流入が見受けられ、今後の農地パトロールの気が重いです。数十年に一度といわれる豪雨がたった数年おきに発生しています。九州の集中豪雨のような大災害も「いずれ我が身」と戒めて。合掌。(R2.8.12大森公治)

### ●編集委員

嶋田 浩・川口 太三・二村 正明・高木 康則・大森 公治



農家の経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門誌です。農業の時事問題解説に力を入れ、事例が豊富です！

### 農業者の視点でお届けします

週刊《金曜日発行》月700円

お申込みは農業委員会まで

# 下呂市農業委員会だより

令和2年9月1日発行  
**vol.17**  
下呂市農業委員会

下呂市萩原町羽根 2605-1 TEL.0576-53-2010 <http://www.city.gero.lg.jp/> → 行政情報 → 市政の情報

下呂市農業委員会では、小規模農地等の適正利用を図るには、農地を取得しやすくし、誰もが農業者となる仕組みが必要と考え、「地元」または「移住者」の耕作意欲のある方への権利移転を推進します。これにより整備済み農地は「人・農地プラン」で、担い手集積が見込めない小規模農地は意欲ある方へ、と住み分けを行い、農地利用の最適化に取り組んでいきます。

## 下呂市の農地が取得しやすくなりました

～小さい面積から農業を始めてみませんか～

下呂市農業委員会では、令和2年7月3日より、農地の適正利用を促す目的から、農地法第3条の別段の面積を市内一律10アール(1000㎡=1反)に引き下げ、また、申請により農業委員会が指定した農地については0.01アール(1㎡)から取得できることとしました。

### 農地法第3条とは

耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要です。  
(参考)許可要件…農地法第3条2項各号(個人の場合)

- 1号 すべてを効率的に耕作できるか(全部耕作要件)
- 4号 本人または世帯員が年間150日以上従事できるか(常時従事要件)
- 5号 取得後の経営面積が下限面積を超えるか(下限面積要件)
- 7号 周辺の農地利用に悪影響がないか

←この部分を見直しました!!

### 設定する区域と面積

#### ① 農地法施行規則第17条第1項による区域

区域	市内全域
下限面積	10アール(1000㎡=1反)

#### ② 農地法施行規則第17条第2項による区域(筆指定)

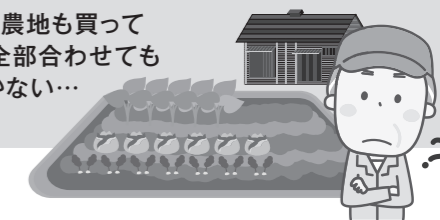
区域	次の要件全てに該当し農業委員会が指定した農地 (1) 譲受人名義または譲受人名義となること が確実な土地に隣接する農地 (2) 遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地 (3) 集団的な農地利用に支障のない農地
下限面積	0.01アール(1㎡)

### 上記②の農地指定を適用する場合の事例

自宅横の農地で家庭菜園がしたいけど10アール以上の農家じゃないと買えないのかな…



空き家とセットで農地も買って耕作したいけど全部合わせても10アールに届かない…



## その農地、農業委員会の指定を受ければ、取得できますよ!!

上記②を適用し所有権移転する場合の手続き

- ①(申請者) 所有者、譲受人連名で別段の面積適用申請書を農業委員会に提出
- ②(農業委員会) 別段の面積適用申請の審査、可否の通知、指定農地の公示
- ③(申請者) 所有者、譲受人連名で農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出
- ④(農業委員会) 農地法第3条許可申請の審査、許可書の交付

## 農業を活かした地域づくりの話合いがスタートしました!!

昨年度、下呂市では地域農業の将来の在り方を考える「人・農地プラン」を策定しており、このプランで浮き彫りになった課題を解決するために、小坂地区、中原地区、上原地区、金山・下原地区で農事改良組合長会を開催しました。

これまでは農業の問題は農業者だけで解決を図っていましたが、農業者の減少及び、高齢化に伴い、それが困難な状況となっていることから、今後は“地域の農業を守ること=地域を創ること”と位置付けて、地域で問題解決を図っていきたくと考えています。

早速、今回の話合いにも地域の農業委員・推進員が参加をし、これまでの農地を守る「農地の番人」的な役割だけでなく、農地・農業制度を活用する「地域農業のコーディネーター」としての役割を果たしていました。

地域農業の問題は長年の歳月を経て山積したものであり、すぐに問題解決とはいきませんが、今後も各農事改良組合及び、各振興事務所と連携を図りながら、農業を活かした地域づくりに取り組めます。



日にち	地域	主な内容
6/23	金山・下原地区	● 人・農地プランの対象農地選定について ● 交付金組織の一本化について ほか
6/24	中原地区	● 人・農地プランの対象農地選定 ● 交付金組織の一本化について ほか
6/25	小坂地域	● 人・農地プランの対象農地選定 ● 交付金組織の継続と新組織の設立について ほか
6/26	上原地区	● 人農地プランにおける中心経営体の確認作業 ● 農地集積について(地域集積協力金の承認)

## 地域と農業者を支える『日本型直接支払制度』のご紹介

農地の役割は農産物を生産するだけでなく、国土保全、水源かん養など、さまざまな働きを持っています。また、管理された農地は美しいふるさとの風景をもたらし、農家だけではなくそこに暮らすすべての人々がその恩恵を受けています。

しかし近年、農家だけの活動で、農地、水路、農道等の保全管理を担うことが困難となっています。「日本型直接支払制度」は、そのような困難に立ち向かう『地域活動』を国・県・市が支援する制度で、下呂市では現在「中山間地域等直接支払」「多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)」を活用する活動組織があります。組織のない地域では事業の活用が望まれます。

中山間地域等  
直接支払

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

支援対象

集落等で農地を5年間維持・保全する取決め(協定)を締結し農業生産活動を行う農業者等

多面的機能支払

農地維持支払 多面的機能を支える共同活動を支援

支援対象 ① 農業者のみで構成される組織  
② 農業者と地域住民等で構成される組織

【単価例】3,000円/10a(田)

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動  
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想等の作成等

資源向上支払 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象 農業者と地域住民等(自治会、NPO等)で構成される組織

【単価例】1,800円/10a(田)

・水路、農道、ため池の軽微な補修  
・植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動

【単価例】4,400円/10a(田)

・施設の長寿命化のための活動等

◆下呂市の事業活用状況(R1年度)

※馬瀬地域で一本化し活動

	萩原			小坂			下呂			金山			馬瀬		
	組織数	面積(ha)	交付金額(千円)	組織数	面積(ha)	交付金額(千円)	組織数	面積(ha)	交付金額(千円)	組織数	面積(ha)	交付金額(千円)	組織数	面積(ha)	交付金額(千円)
中山間直接支払	27	138	16,014	15	30	3,202	19	121	16,700	11	100	10,425	1	42	4,235
多面的機能支払	8	228	18,859	3	16	1,236	8	213	18,119	4	144	11,494	1	67	5,453

## 人・農地プラン実行 上原地域で農地集積

昨年実質化した「人・農地プラン」を実行するため、上原地域では農地中間管理事業を利用した農地集積を進めています。地域の認定農業者が借り受けて耕作する農地をまとめて農地中間管理機構(一般社団法人岐阜県農畜産公社)に貸し出し、農業者は農地中間管理機構より農地を借り受けます。

実質化した「人・農地プラン」を策定する地域では、これにより地域集積協力金が交付され、地域農業に役立てることが出来ます。

農地中間管理事業・・・  
令和5年までに担い手の農地利用が日本の全農地の8割を占めることを目標として平成26年から始まった取り組み

農地中間管理事業の仕組み



### 地域集積協力金

【集積・集約化タイプ】

地域の話合いにより、まとまった農地を機構に貸し付ける地域に対して交付

機構の活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
	50%超	2.8万円/10a

## 農地パトロール実施中

農地については、農地法により、所有者(耕作者)に適正に管理する義務があります。

農地の遊休化(耕作の放棄)は、所有者の問題だけでなく、周辺への病虫害発生原因や、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農業振興に影響があるほか、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられます。

農業委員会では農地法第30条に基づき、農地の利用状況調査(農地パトロール)を行っています。9月～11月は特に重点的に調査を行うため、皆様の農地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。



( 農地に関するご相談等は 委員または事務局までお気軽にご連絡ください )

腕章、車にステッカーをつけた委員が、主に次の3点を調査します。

- ① 農地の利用状況
- ② 転用許可後の進捗状況
- ③ 違反転用の有無

## まるかりの里久野川 「まるかりの里」にドームハウス現る!!

下呂市久野川にある農業体験施設「まるかりの里」にアウトドア初心者でも気軽にグランピングを楽しむことが出来る「ドームハウス」が設置されました!!!



「まるかりの里」の指定管理者である「久野川管理組合」では“もう一つのふる里 久野川”を基本コンセプトとし、「まるかりの里」での地域住民との交流や田舎ならではの体験を“きっかけ”として、久野川及び、中原地域を訪れるお客様にとっての“もう一つのふる里”のような場所を目指しています。農業委員会もこの地域が“まるかった”(一丸となった)取組みを全力で応援し、婚活イベントや朝市などを企画していきたいと思っておりますので、乞うご期待ください!!!

